

參考資料

1 策定の経過

時 期	内 容
令和元年 5 月 20 日～5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育に関する意識調査（市民）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民 4,000 人を対象に調査の実施
令和元年 6 月 10 日～6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育に関する意識調査（小学 5 年生・中学 2 年生）の実施 ●保育所・認定こども園・学校における食育推進の状況調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市内 27 の保育所・認定こども園及び 14 の市立小中学校を対象に調査を実施
令和元年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育推進担当者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次島原市食育推進計画の施策の進捗状況について ・第 3 次島原市食育推進計画の策定について
令和元年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育推進幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育推進計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の審議
令和元年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育推進幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育推進計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ●食育推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の審議
令和 2 年 1 月 27 日～2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページでパブリックコメントを実施

2 島原市食育推進会議

島原市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、島原市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第18条第1項に規定する本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項について審議し、及び食育に関する施策の実施を推進すること。

(委員)

第3条 食育推進会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に係る団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 食育推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 食育推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 食育推進会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に開かれる食育推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 児童厚生施設運営協議会の項の次に次のように加える。

島原市食育推進会議委員	日額	5,600	
-------------	----	-------	--

島原市食育推進会議委員名簿

(任期：令和元年11月11日～令和3年11月10日)

	区分	団 体	委員氏名	役職
会長	1	学識経験者	小西 治子	元尚絅大学教授
副会長	2	島原市食生活改善推進員協議会	松田 愛美	会長
委員	2	長崎県県南保健所兼計画検討委員会	松尾 明子	地域保健課長兼委員長
	2	島原市医師会	前田 兼徳	理事
	2	島原南高歯科医師会	松尾 裕純	常務理事
	2	長崎県栄養士会島原支部	喜多 未来	会計
	2	島原市社会福祉協議会	小川 学	会長
	2	島原雲仙農業協同組合	本田 嘉文	専務理事
	2	島原漁業協同組合	吉本 政信	代表理事組合長
	2	島原商工会議所	内藤 久美子	支援振興課長
	2	島原市校長会	原 洋	第四小学校校長
	2	島原市 PTA 連合会	副島 真紀	副会長
	2	島原市保育会	原田 恒	会長
	2	島原市保育園保護者会連合会	寺田 元美	副会長
	2	島原地区私立幼稚園協会	野村 千恵子	島原幼稚園副園長
	2	島原地区私立幼稚園 PTA 連合会	本多 松弘	島原幼稚園 PTA 会長
	2	島原市婦人会連絡協議会	小川 澄子	監査
	2	島原市健康づくり推進員連絡会	大町 ミサ子	推進員
	2	島原健康半島構想協議会	大場 敏江	会員
	3	公募委員	今坂 秀春	
	3	公募委員	伊達 千佐子	
	3	計画検討委員会	中田 美恵子	副委員長

※ 区分

- 1 学識経験者
- 2 食育の推進に関係する団体の代表者
- 3 その他市長が適当と認めるもの

3 島原市食育推進計画検討委員会

島原市食育推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の食育を総合的かつ計画的に推進するため、島原市食育推進計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 食育の推進に係る施策の検討、立案及び実施に関すること。

(2) 島原市食育推進会議条例(平成21年島原市条例第12号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する食育推進計画の策定に必要な事項に関すること。

2 検討委員会は、前号の結果を条例第1条に規定する島原市食育推進会議(以下「推進会議」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 食育に関して専門的知識を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 市長が委嘱する委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

2 委員長が必要と認める場合は、推進会議に意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

(会議施行の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開かれる検討委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

島原市食育推進計画検討委員会委員名簿

(任期：令和元年 10 月 24 日～令和 3 年 10 月 23 日)

	団体	委員氏名	役職
委員長	長崎県県南保健所	松尾 明子	地域保健課長
副委員長	島原市食生活改善推進員協議会	中田 美恵子	副会長
委員	長崎県栄養士会島原支部	中村 珠緒	運営員
	島原南高歯科衛生士会	北田 章子	会長
	島原市老人クラブ連合会	小峯 克彦	事務局長
	島原市民生委員児童委員協議会連合会	小松 逸子	主任児童委員代表
	島原雲仙農業協同組合婦人会部会	稲田 晴美	島原支部長
	島原農業高校	岩永 千尋	教諭
	島原市学校給食会	田浦 久美子	事務局長
	学校給食研究会	島本 理恵	第四小学校栄養教諭
	島原市 PTA 連合会	上田 由美子	副会長
	島原市保育会	松崎 明子	栄養士
	島原市保育園保護者会連合会	寺田 元美	副会長
	島原地区私立幼稚園協会	金子 怜奈	栄養士
	島原地区幼稚園協会 PTA 連合会	本多 松弘	島原幼稚園 PTA 会長
	島原市婦人会連絡協議会	小川 澄子	監査
島原市健康づくり推進員連絡会	大町 翠	推進員	

4 島原市食育推進幹事会

島原市食育推進幹事会設置要綱

(設置)

第1条 本市の食育を総合的かつ計画的に推進するため、島原市食育推進幹事会（以下、幹事会という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 島原市食育推進会議条例（平成21年島原市条例第12号。以下、条例という。）第2条第1号に規定する食育推進計画の施策の検討、その他食育の推進に必要な事項に関すること。
- (2) 食育の推進に係る施策の進捗管理に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、食育推進に関係する課長等をもって組織する。

2 幹事は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 福祉保健部長を幹事長とする
- (2) 食育推進に関係する課長
- (3) その他市長が必要と認める課長

(会議)

第4条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその会議の議長となる。

2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 幹事会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 幹事会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

島原市食育推進幹事会名簿

所属		構成員
幹事長	福祉保健部	部長
幹事	政策企画課	課長
	環境課	
	福祉課	
	こども課	
	産業政策課	
	農林水産課	
	学校教育課	
	社会教育課	

5 用語集

あ 行

栄養成分表示

栄養成分表示とは、食品に含まれる栄養素についての食品表示で、食品表示法により「エネルギー・タンパク質・脂質・炭水化物・食塩相当量(ナトリウム量)」が表示義務化された。

か 行

共食

食事を共有することを意味する。相手（家族や友人、同僚等）と空間（食事をする場所）、質（コミュニケーション、食事への感謝）を共有することを通して食への関心を高められるとされている。

教育ファーム

生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで、2つ以上の作業を年間2日以上行い、一貫した「本物体験」の機会を提供する取り組み。

健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

高齢化率

人口に占める65歳以上の人口の割合のこと。

50gOGTT

経口ブドウ糖負荷試験のことを指し、糖尿病を診断する1つの検査指標である。

さ 行

消費期限

袋や容器を開封せずに、表記の保存方法で保存した場合に「安全に食べられる期間」を示したものの。

賞味期限

袋や容器を開封せずに表記の保存方法で保存した場合に「品質が変わらないまま、おいしく食べられる期間」を示したものの。

食育月間

国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と食育推進基本計画で定められた。

食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎月19日を「食育の日」と食育推進基本計画で定められた。

食生活改善推進員

市町村が開催する食生活改善推進員養成講座を修了した者で、健康づくりのための食生活を通じたボランティア活動を行う者。

食品表示

食品表示法に基づき、食品の情報を消費者に伝えるものである。内容は、「消費期限・賞味期限」「原産地」「原材料名」「栄養成分表示」がある。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

食物アレルギー

食事をしたときに、身体が食物を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすこと。

生活習慣病

食生活や飲酒、喫煙など生活習慣そのものが病気の進行に深く関与する病気の総称であり、代表的なものに、糖尿病や高血圧などがあげられる。

た 行

地産地消

地域生産地域消費の略語で、生産者の顔が見える鮮度の良い商品が消費でき、また、輸送時の環境への負荷軽減や農業による地域環境の保全、地域経済の活性化につながる。

適正体重

体格指数であるBMIが18.5以上25未満の範囲にある場合を適正体重という。

BMI(ビー・エム・アイ)： $BMI = \text{体重} / (\text{身長})^2$ で算出される値である。統計上、BMI22が一定期間内の死亡率や罹患率が有意に低いなど最も健康的に生活ができるとされている。

特定健康診査

平成20年度から始まったメタボリックシンドロームに着目し、早期に生活習慣の改善を図ることで生活習慣病を予防するために実施する健康診査をいう。

は 行

フッ素塗布

フッ素を定期的に歯に塗布することにより、歯の質を強くし、むし歯予防に効果があるとされる。

フッ化物洗口

フッ化物（フッ素化合物）は、歯の質を強くし、むし歯予防効果があるため、子ども自身が日常的にできるよう、濃度を低くした洗口液でうがいをするにより、むし歯予防の効果が期待される。

フレイル

高齢になることで筋力や精神面が衰える状態（心身の虚弱化）をいう。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態との中間を意味しており、適切な支援と介入により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。

平均自立期間

介護保険の要介護 2～5 を不健康な状態とし、平均寿命から不健康な状態の期間を引いて算出した期間。

ヘモグロビン

血液中に存在し、貧血の 1 つの指標となる。鉄を含むたんぱく質で、体中に酸素を運ぶ役割がある。

ま 行

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪の蓄積に加え、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」のうち 2 つ以上を併せ持った状態をいう。この状態が続くことにより動脈硬化を促進させ、心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こす危険性が高くなります。

や 行

有機農業等自然環境と調和した生産活動

農業は、元来自然と調和したものであるが、収穫量を増やすために化学肥料や農薬の使用により環境に悪影響を及ぼす場合があるため、農業の持つ物質循環性を生かし、有機農業等土づくりを通じて環境と調和した持続的な生産を行う活動のこと。

ら 行

リスクコミュニケーション

「食品の安全性」などについて関係者間で情報や意見をお互いに交換すること。

6次産業化

農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。

わ 行

ワークライフバランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。